

先人たちの足跡 No.5 「沙流村との合併と分村」

大正8年(1919)4月1日、幌延村と沙流村(現在の豊富町)が合併し、「幌延村」となり、北海道2級町村制を施行しました。合併によって面積は約70方里となり、東京都のほぼ2分の1でした。人口は前年の大正7年で幌延村が465戸2,410人、沙流村が480戸2,498人、合計945戸4,908人でした。ところが、人口の増加と面積が広範であったことから、昭和15年9月1日には幌延村から豊富村(旧・沙流村)が分村しました。分村当時の人口(昭和15年国勢調査)は、幌延村が930戸、4,852人、豊富村が1,291戸、人口7,521人でした。

○合併と2級町村制

幌延村と沙流村の合併は、当時の政府と道庁当局が北海道にのみ適用されていた戸長役場制度を廃止して、2級町村制を創出しようとした行政方針に即したものとみられ、戸長役場制度は大正12年4月までにすべて廃止されました。

2級町村制は、北海道庁長官が町村長、書記を任免し、その給料額、旅費、支給方法は長官が定めるものとし、助役は設けずに上席書記をもって町村長の職務を代行させました。収入役は町村会(現在の町村議会)の推薦により支庁長が任命、有給吏員は町村会の議決を得て支庁長が許可するなど、現在に比べて極めて自治能力の弱い制度でした。

また、町村会には条例の制定権が認められず、軽易な案件については書面決議が認められ、町村会の議長は議員から選ばれるのではなく、町村長が議長を兼任して会議を取り仕切りました。合併当時の幌延村の村会議員定数は10人で、任期は2年間でした。

○沙流村の分村

合併により幌延村は、道内でも屈指の広大な行政面積を持つ大型町村となりました。そのため、村役場に來るにも1日では通えなく、公私共に経済的損失が少なくありませんでした。

このため、昭和7年9月の村会では分村を望む議決を行い、北海道庁に陳情しましたが認められませんでした。昭和12年8月建議案として、村会議員から分村について発案があり、これを採択して審議されましたが、境界について協定が成立せず、また日中戦争が起きて分村の協議は進みませんでした。

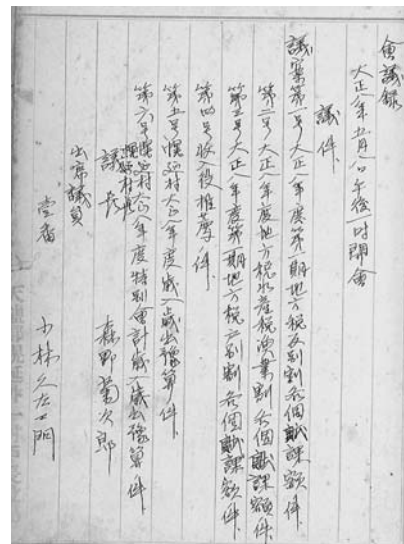
その後、鉱業の発展とともに村勢も盛んとなり、昭和14年5月に再び分村の実現を図るため村会において分村に関する意見書が議決され、北海道庁長官に提出しました。村会における協議で大きな問題となったのは村の境界で、当時既に日曹炭鉱の採炭が開始されていたことから、炭鉱の帰趨が注目されました。

当初、豊富側は日曹炭鉱の全面的な取り込みを主張しましたが、日曹炭業所の鉱区3分の1を幌延村に帰属させることで妥結しました。

ところが、この意見書の境界を道庁が認めなかったことから、村理事者は7月に村会を招集し、意見書の境界線修正案を提案しました。修正案の内容は、日曹炭業所の鉱区3分の1を豊富村に所属する代わりに、北沢(現在の豊幌)などを幌延村に包含させて豊富側に突出するものでした。当然、豊富側の議員は反発し、審議は幌延側も豊富側も互いに譲らず、意見は一致しませんでした。

このため、修正案は委員会に付託され審議を重ね、豊富側に突出した部分を見直した修正意見書をまとめ、8月招集の村会に提案されました。審議の結果、当日の出席議員21人(1人欠席)のうち賛成19人で可決されました。この時の村会勢力は、幌延側10人、豊富側12人でしたが、不思議なことに原案から見て幌延側に不利な修正案に反対したのは幌延側の2人のみでした。

修正意見書は8月30日に道庁へ具申され、昭和15年9月1日に幌延村から分村して「豊富村」が誕生しました。



幌延村会会議録(大正8年)



分村後の村会議員(昭和15年)